

# 第1章 ちば中小企業元気戦略策定の趣旨・背景

## 1 ちば中小企業元気戦略とは ～第3次戦略の策定にあたって～

千葉県では、県経済を支える屋台骨と言える中小企業の重要性に鑑み、県を挙げてその活性化を図るための取組みを推進していくため、平成19年3月に、中小企業振興の理念や施策の根拠を明らかにする「千葉県中小企業の振興に関する条例」を制定した。

そして、条例の基本的な考え方を示す「理念」として、中小企業の振興は、「中小企業の自主的な努力を促進する」「中小企業の経営の向上と地域の活性化とが相乗的に効果を発揮する」ことを旨として行うと規定している。

また、この条例では、県に対するいくつかの義務規定が設けられているが、そのうちの 하나가、中小企業振興に対する取組みの方向性を示す基本方針である「ちば中小企業元気戦略」の策定である。(条例第11条)

この戦略は、概ね3年ごとに、時々々の社会経済情勢を十分に踏まえた上で見直すこととしており、平成23年3月に現行の第2次戦略が策定されてから約3カ年が経過した本年度、第3次の戦略として改定するものである。

今回の改定は、「小規模企業振興基本法」の制定、デフレ脱却を目指すため打ち出されている数々の経済対策、県の総合計画「新・輝け！ちば元気プラン」のスタート、圏央道等の基幹的なインフラ整備の進行、東京オリンピック・パラリンピックの招致決定など、前回に比べ、中小企業を取り巻く環境が大きく動いている中でのものとなった。

したがって、これらの動きを確実に捉え、施策の効果を最大化することも視野に、第3次戦略におけるカ点である「強化ポイント」について、第2章で特に個別の章建てをし、明記をしている。

また、第3章「戦略の取組方向及び講じる施策」では、取組の趣旨や内容が、2次戦略に比べ、より具体的にわかるような記載ぶりに留意した。

そして、「取組方向」が 6 つ、「講じる施策」が 120 あることから、本戦略のサブタイトルを、— *Target6 Action120* — として置くこととした。

以上は、2次戦略にはなかった構成上の変更点である。

今後、概ね 3 年間、本戦略に則り、県の中小企業関連施策が展開されていくこととなるが、従来通り、毎年度の事業ベースでの「事業計画書」を別途策定し、「中小企業振興に関する研究会」等を通じた PDCA サイクルを検証していくこととする。

### ※中小企業振興に向けた「基本理念」

(千葉県中小企業の振興に関する条例)

第 3 条 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上及び改善を目指す中小企業者の自主的な努力を促進することを旨として行わなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが互いに密接な関係を有することに鑑み、これらが相乗的に効果を発揮することを旨として図られなければならない。

### ※「中小企業元気戦略」策定の根拠規定

(千葉県中小企業の振興に関する条例)

第 11 条 知事は基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する基本的な方針を定めなければならない。

(略)

3 知事は、基本方針を定め、又は変更するに当たっては、中小企業者その他の関係者の意見を聴くとともに (略) 広く県民の意見を求めなければならない。

## 2 本県の社会経済情勢の現況

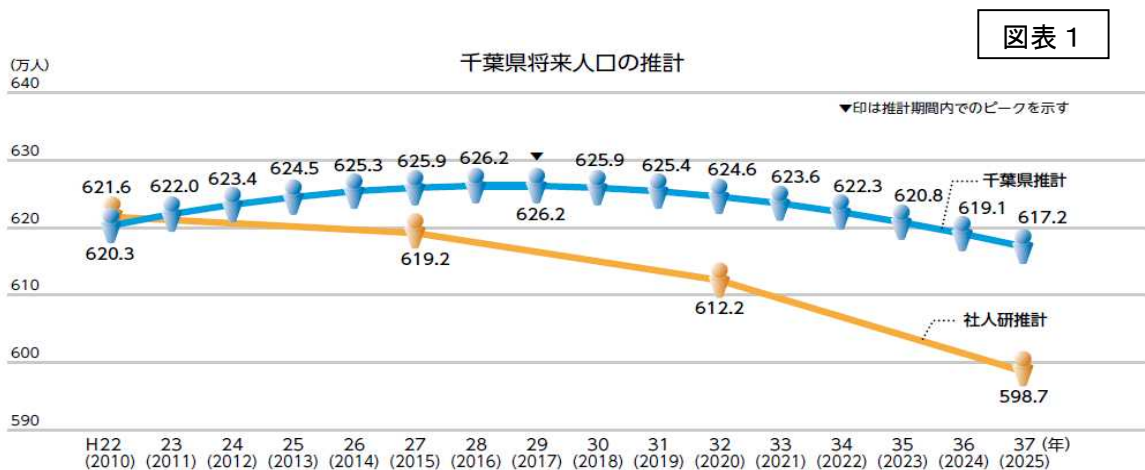
### (1) 人口

本県の人口は、平成 22 年の 621 万 6 千人をピークに減少傾向に入り、平成 32 年には 612 万人、平成 37 年には 598 万人にまで減少していくことが予想されている。(図表 1)

そして、人口減はもとより、大きなインパクトとして念頭に置くべきは「高齢者人口の急激な増加」である。(図表 2、3)

本県は、高度成長期に大量に流入した人口が一斉に高齢化を迎えるという構造的な特徴を持つことから、全国平均を大きく上回る全国第 3 位のスピードで高齢化が進んでいくこととなる。

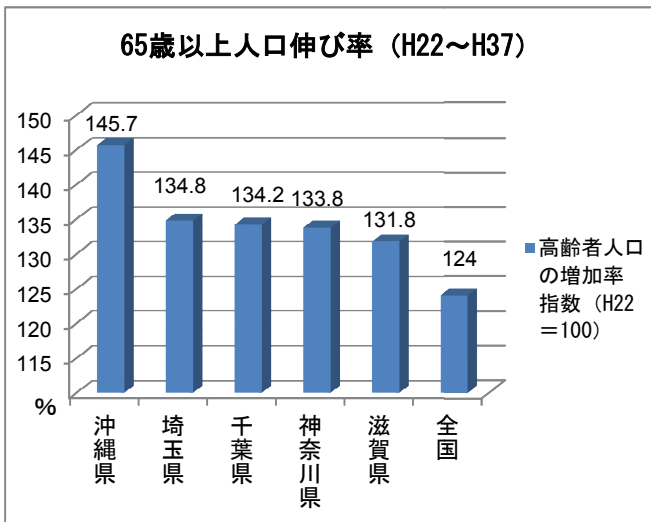
こうした背景を踏まえると、「生産年齢人口の流出防止」のための雇用の場の維持・創出や、高齢者・女性の起業・創業などを通じた「生産者としての社会参画」などを、重要な視点として考慮していくべきである。



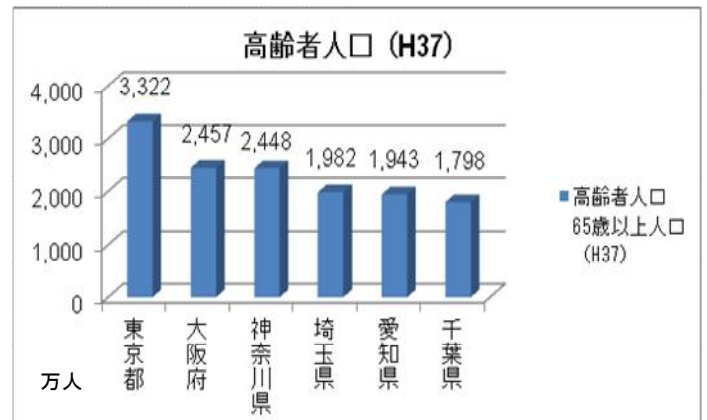
資料：千葉県推計＝千葉県「政策環境基礎調査(将来人口推計)」(平成 22 年)

社人研推計＝国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25(2013)年 3 月推計)」

図表 2



図表 3



資料：国立社会保障・人口研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」再編加工

## (2) 企業数

中小企業は、県内企業約 13 万社のうち、概ね 99.8%を占めている。(図表 1)

また、中小企業のうち、従業員数が製造業で 20 人、商業・サービス業で 5 人以下である小規模企業は、11 万 3 千社、概ね 86.8%を占めており、まさに本県経済を支える屋台骨となっている。(図表 1)

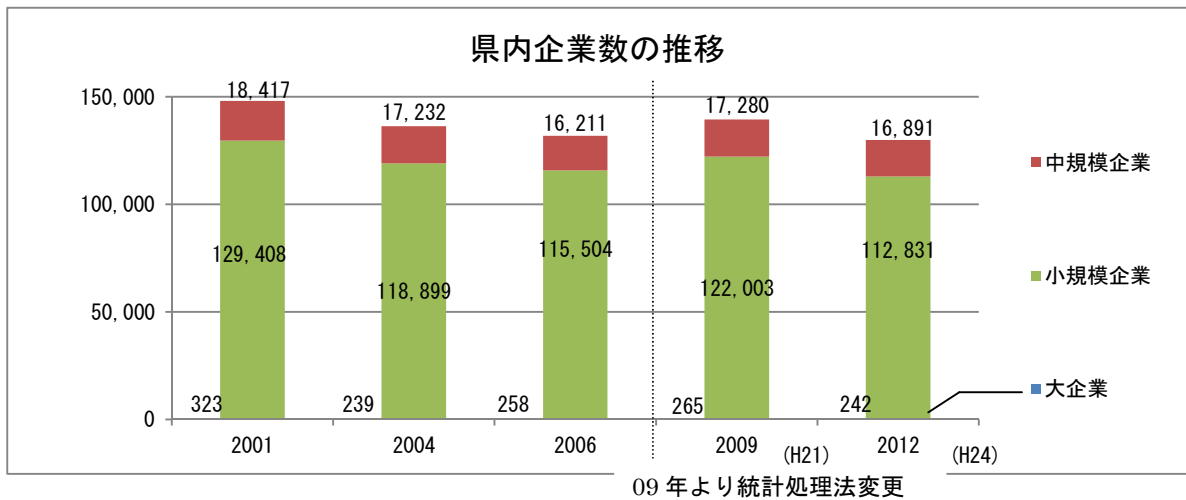
他方、企業数の推移は減少傾向を辿っているが、特に小規模企業における減少幅が大きく、平成 21 年から 24 年までの 3 年間で、約 9 千社、8%の落ち込みを見せている。これは全体の減少幅の 96%を占めるものとなっている。(図表 1)

小規模企業は、仕入れ先や販売先が地域に限定されていることが多い。したがって廃業は、雇用の喪失はもとより、地域における経済活動の一つの単位をほぼ丸ごと失うことを意味するなど、地域に大きなマイナスの影響を及ぼすこととなる。(図表 2、3)

また、特に小規模企業では、経営者の高齢化が進む一方で後継者がいないという課題を持つ所も多く、このことが企業数減少の一因となっていることも窺える。(図表 4、5)

これらの背景を踏まえると、特に地域や小規模企業に配慮したきめの細かい施策を講じていく視点が一層重要なものとなってくる。

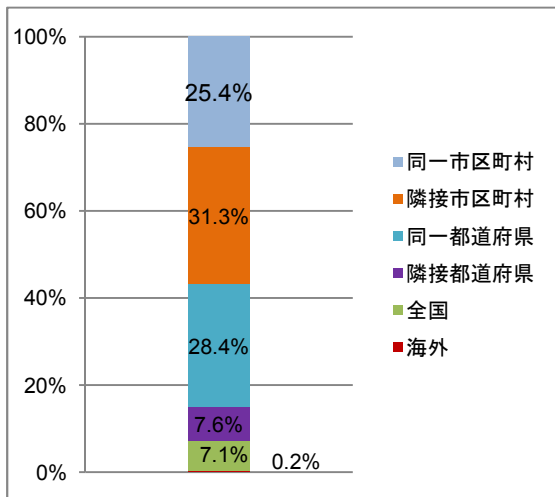
図表 1



資料：2014年版中小企業白書より加工

図表 2

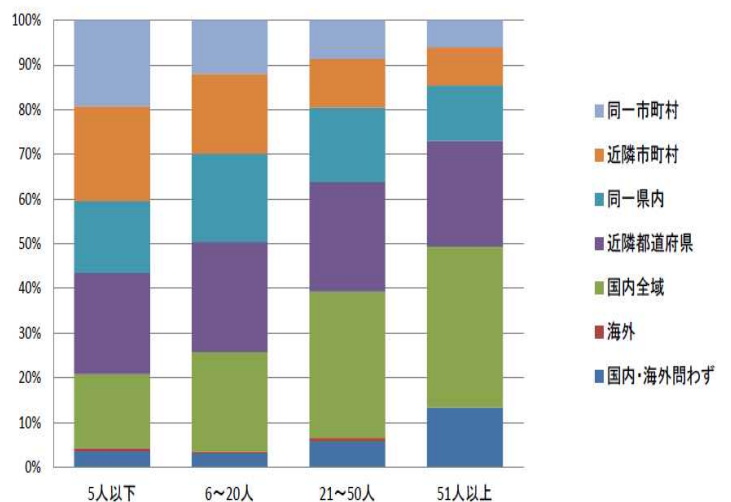
### 小規模企業（地域維持・充実型）の仕入れ先



資料：2014年版中小企業白書より加工

図表 3

### 小規模企業の販売地域



資料：平成24年度中小企業基本実態調査

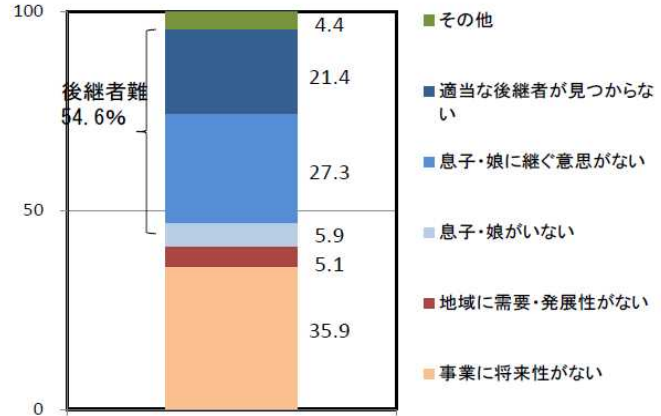
図表 4

小規模企業の経営者引退後の  
事業継続方針



図表 5

小規模企業の廃業理由



資料：中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」  
(2012年11月、(株)野村総合研究所)、2013年中小企業白書

### (3) 県民所得

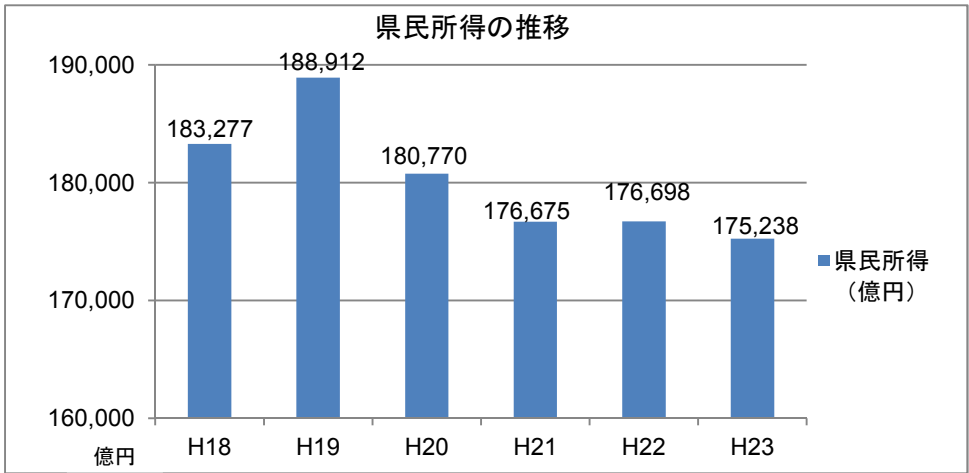
県民所得は経済成長の動きに影響されるものであるが、近年、減少傾向にあり、平成23年度は、平成19年度の約93%の水準に落ち込んでいる。(図表1)

なお、経済成長率は、設備投資の動きとの間に一定の相関関係があることが指摘されている。(図表2)

また、県内金融機関の預貸率は全国平均を下回って推移しているが(図表3)、県経済の活性化を通じて県民所得向上につなげていくためには、「資金の地域内循環を高める」という視点も持つ必要がある。

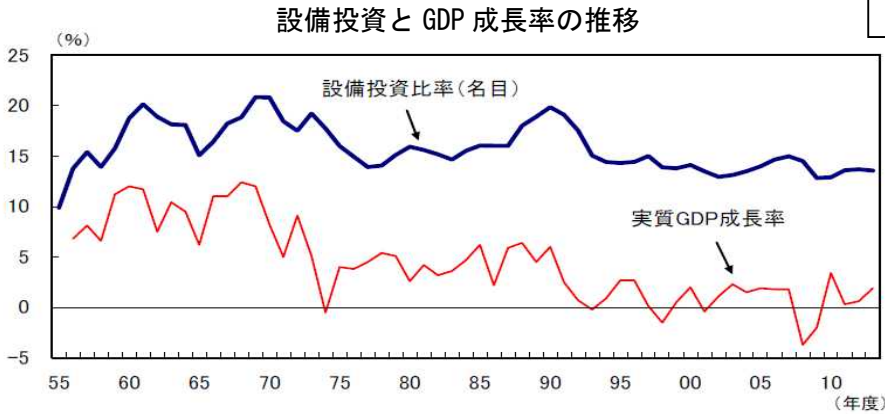
これらの背景を踏まえると、中小企業の設備投資意欲を向上させる取り組みや、地域内において生産と消費が循環するという観点から、域内で仕入れや販売が限定する傾向の高い小規模企業の活性化の視点が、一層重要なものとなってくる。

図表 1



資料：平成 23 年度県民経済計算

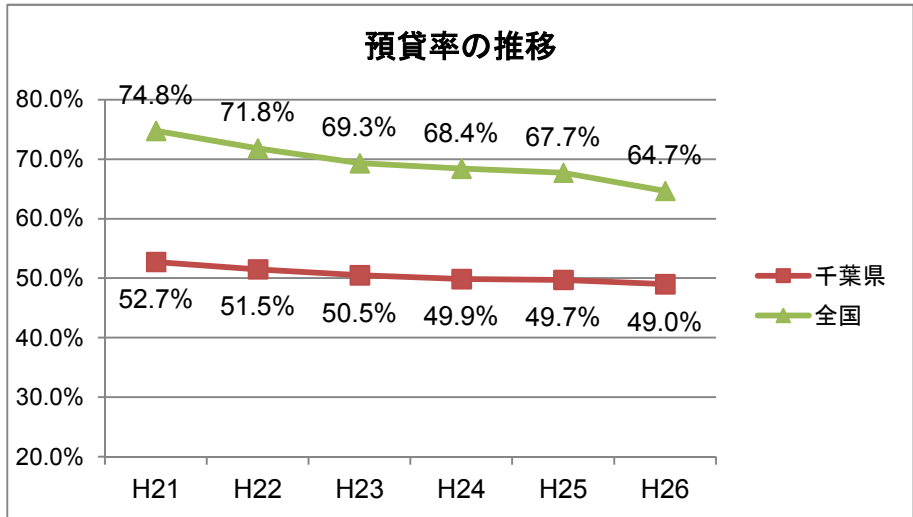
図表 2



(注 1) 79 年度まで 90 年基準・68SNA、80 年度以降は 05 年基準・93SNA (但し 80~93 年度は支出系列簡易適及)。直近は 13 年 4-6 月期~10-12 月期平均値。  
 (注 2) 実質 GDP 成長率は 94 年度まで固定基準方式、95 年度以降は連鎖方式。  
 (資料) 内閣府「国民経済計算」をもとに三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券景気循環研究所作成

図表 3

預貸率：預金残高に対する貸出残高の割合



資料：日本銀行 HP 公表資料より加工

#### (4) 鉱工業生産、有効求人倍率、景況感

平成19年のサブプライムローン問題をきっかけとした世界的な金融危機と、これに端を発する世界的な不況（世界同時不況）、平成23年3月の東日本大震災、円高の進行（平成23年10月31日、1ドル＝75円32銭（戦後最高値））、平成26年4月の消費税率引上げ（5%から8%）など、ここ数年、日本経済にとって大きな出来事があったが、最近では、平成24年12月に発足した安倍政権による経済政策「アベノミクス」への期待を反映した株価の上昇や、行き過ぎた円高の修正、それに伴う輸出企業を中心とした企業業績の改善など、長引く経済不況から脱する動きが見られている。

鉱工業生産指数については、世界同時不況と東日本大震災による二つの大きな落ち込みを経験し、東日本大震災以降は長く低迷が続いた。

しかしながら、平成26年3月に、100.2（平成22年基準）と、平成23年2月以来、3年ぶりに100を超え、東日本大震災前の水準に戻りつつあるなど、改善の傾向がみられるようになってきた。（図表1）

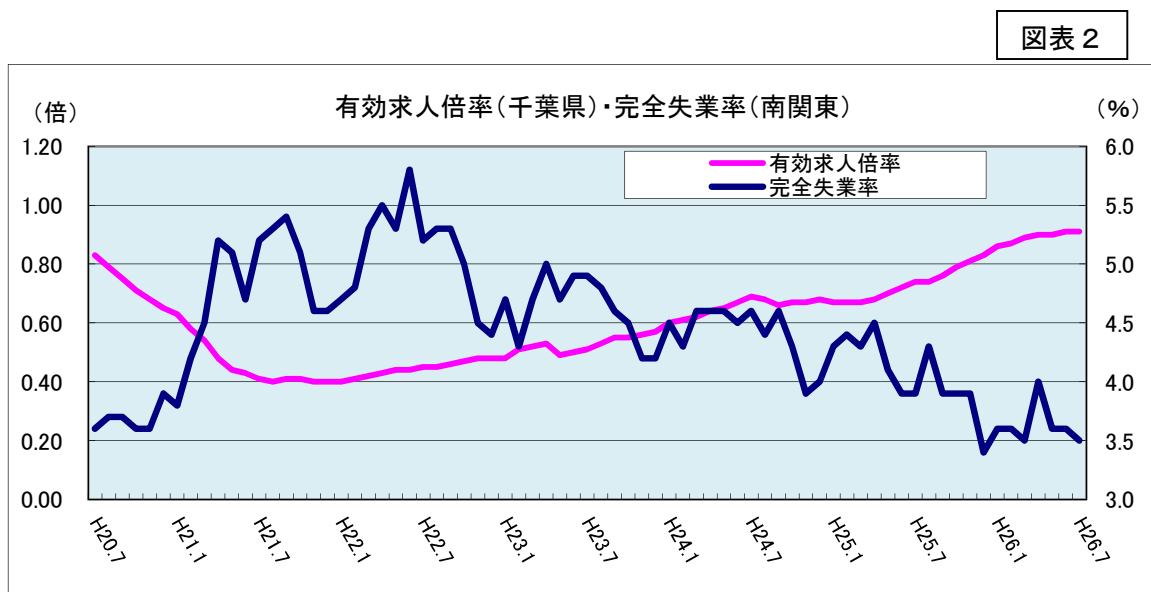
図表 1





有効求人倍率については、リーマンショック後の長引く不況を反映し、下降傾向が続いたが、平成22年1月の0.40倍まで下がった後、上昇傾向となった。最近では、東日本大震災の復興需要や2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた建設需要、少子高齢化などを反映し、建設業界を中心に人手不足が続いている。

(図表2)

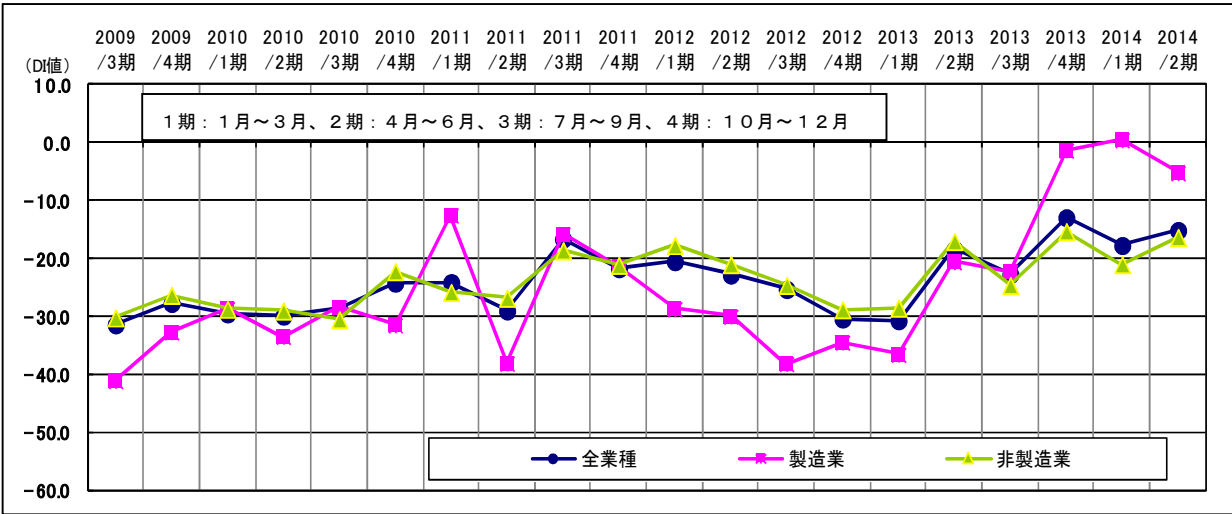


資料：千葉労働局「労働市場月報」

中小企業の景況感については、こうした動きを反映し、世界同時不況や東日本大震災により悪化、低迷が続いていたが、最近では「アベノミクス」への期待を反映し、好転の傾向が見られる。(図表3)

また、平成26年4月に税率が引き上げられた消費税の影響については、3月に引上げに伴う駆け込み需要があったことによる反動が見られ、先行きを心配する声もあるが、今のところ、景気の緩やかな回復基調は続いている。

図表 3



資料：千葉県中小企業団体中央会調査から算出

デフレからの完全な脱却と経済再生の実現に向けて全力で取り組む政府の姿勢が示されている中、経済の好循環の実現に向け、県としても、国との役割分担や重層的な取組みを講じることで、各種政策効果の最大化を図っていくべきである。

### 3 中小企業を取り巻く動き

#### (1) 国の動向

##### ～新たな中小企業政策の展開、デフレ脱却に向けた経済政策～

国においては、中小企業基本法に続く約 50 年ぶりの基本法として「小規模企業振興基本法」が制定された。(平成 26 年 6 月施行)

国の中小企業政策は、時代の要請に応じ、その基本理念を変遷させてきた。

1963 年に制定された「中小企業基本法」では、「大企業との格差是正」に理念がおかれ、高度成長、安定成長を経て転換期を迎えていた 1999 年の基本法の大改正においては、「やる気と能力のある中小企業を引き上げること」が重要な視点となった。

基本法の理念に基づき、金融支援、活性化支援、指導・組織化体制などの様々な政策が展開されるため、法の動きは、具体の施策のありように大きな影響を与える。

そうした観点から、「小規模企業振興基本法」が制定され、「地域に根差した小規模企業の持続的な発展」が理念として位置付けられたことの意味は非常に大きい。

また、デフレからの完全な脱却を目指し、2 次に渡る、いわゆる「成長戦略」が打ち出された。

特に、産業の新陳代謝が競争力の底上げにつながるとし、起業・創業を促進する強い姿勢の下、開業率を欧米並みの 10% 台にするという目標値も定められ、平成 26 年 1 月に施行された「産業競争力強化法」では、市町村が地域支援機関と連携して「創業支援計画」を策定し、国の認定を受けた上で、様々な支援策が講じられるという仕組みが設けられた。

地域に根付く小さな起業・創業、例えば、女性やシニアによるものも視野に置き、市町村や地域支援機関を主要な支援主体として位置付けている点が特徴的と言える。

さらに、景気回復の実感を中小企業に波及させるべく、平成 25 年度補正予算では、3,400 億円規模の中小企業関連予算(経済産業省分)が編成されるなど、近年にはない厚みを持って、中小企業に対する様々な支援策が打ち出されているところである。

## (2) 県の動向 ～新総合計画等のスタートとインフラ整備等の進行～

本県では、平成 25 年度に、県全体の政策の方向性を示す総合計画である「新・輝け！ちば元気プラン」（平成 25 年度～28 年度）を策定し、中小企業関連では、「変化に対応し成長していく中小企業の経営基盤の強化」、「地域経済を支える小規模事業者の支援と地域産業の活性化」、「千葉の未来を支える成長分野の振興」等を目標に掲げた。

この動きと併せ、商工労働部内で所管する、総合計画を支える個別計画等も見直し、「明日のちばを創る！産業振興ビジョン」及び「第 2 次観光立県ちば推進基本計画」の策定と、「立地企業補助金制度」の改正を行った。

「産業振興ビジョン」では、特に、成長分野である健康医療ものづくりや機能性食品に着目し、これらの産業の育成・振興に向けた重点的な取組を位置付けた。

また、「観光推進基本計画」では、東京湾アクアラインの料金引き下げ効果、東京オリンピック・パラリンピックを睨んだ施策展開や、取組を「地域別」「四季別」に整理するなど、より戦略性を持った計画とした。

さらに、「立地企業補助金制度」では、資金力が必ずしも大きくない中小企業の投資促進を視野に補助要件を見直し、1 回の投資額のみならず、3 年間に累積した投資額が一定基準を超える際に補助対象とできる「マイルージ型制度」を創設したところである。

現在、企業活動を支える重要な役割を担うインフラの整備について、本県では、他には見られないほどのダイナミックな動きが展開されている。

首都圏全体の経済活性化に貢献している東京湾アクアラインの料金引き下げ継続や圏央道の東金～木更津間開通、外環道や北千葉道路といった広域幹線道路の整備が着々と進んでおり、これらと県内各地を結ぶネットワークを強化する道路網の整備についても、新総合計画において明確に位置付けられたところである。

成田空港については、発着回数 30 万回化の合意を契機に、特に LCC の就航が相次いでいるが、空港の活力を県内経済活性化につなげるべく、官民一体の組織である「成田空港活用協議会」が設立され、プロモーション事業など各種の取組が進んでいる。

世界最大のイベントであるオリンピック・パラリンピックの 2020 年東京招致も、

成田空港という表玄関を有し、東京に隣接しながら豊かな自然や食材等を持つ本県にとっては大きなチャンスとなるものである。

このため、知事を本部長とする全庁体制の戦略本部を設け、開催効果を本県経済の持続的な発展につなげるための検討が本格化しているところである。

